

○只見町保育所入所調整会議設置要綱

平成10年3月27日訓令第2号

改正

平成15年9月26日訓令第13号

平成26年3月28日訓令第5号

只見町保育所入所調整会議設置要綱

(設置)

第1条 只見町保育所管理運営規則(昭和62年只見町規則第3号)に基づき、入所について総合的な調整を行うため、只見町保育所入所調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、保育所における入所意向調査を行うとともに、入所申込者の入所について総合的な調整を図るものとする。

(委員)

第3条 調整会議に委員を置き、委員は次のものをもって構成する。

- (1) 保健福祉課長
- (2) 保育所長
- (3) 保健福祉課副課長
- (4) 保健福祉課福祉係長
- (5) 保健福祉課福祉係児童福祉担当

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 調整会議に委員長を置き、委員長は保健福祉課長とする。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 調整会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 調整会議は、年1回開催するほか、必要に応じ委員長が招集する。

3 調整会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、保健福祉課福祉係において処理する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月26日訓令第13号)

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。